

報 告 書 （ 概 要 版 ）

日本の刑事手続とアメリカ合衆国の重罪事件に関する刑事手続（軍事裁判を含む）の比較・対照及び日米地位協定 17 条 5 項（c）のいわゆる「公訴提起前の被疑者の身柄引渡し」をめぐる問題について

駿河台大学法科大学院教授・弁護士

島 伸一

はじめに

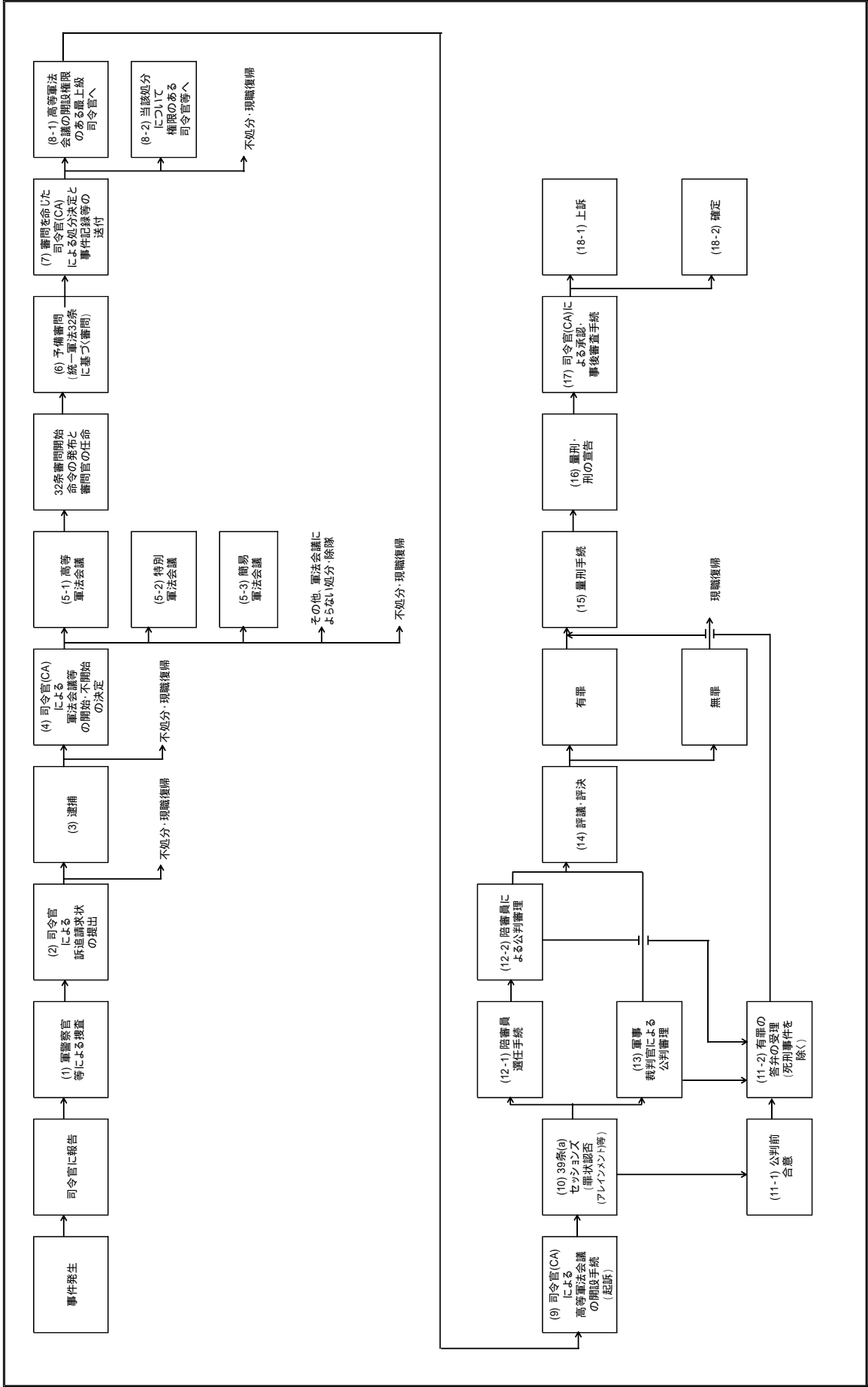
1 本報告書（概要版）の元になる報告書は、2014年9月26日、渉外知事会の委託によるものである。その内容は、次の2つにある。第一は、日本の刑事手続、そしてアメリカ合衆国（以下、「アメリカ」という）の基本的な刑事手続（おもに連邦）およびその現実の姿としてワシントン州キング郡の刑事手続、最後に、アメリカの刑事司法制度の2つの例外のうちの1つである、軍事司法制度における刑事手続について、それぞれ重罪に関する刑事手続の流れを図解・説明し、その異同を理解できるようにすること。第二は、前記の内容を踏まえ、日米地位協定17条5項（c）のいわゆる「公訴提起前の被疑者の身柄引渡し」をめぐる問題について検討することである。

2 本報告書（概要版）は、上記報告書の各項目中、「四 アメリカ合衆国の軍事司法制度における刑事手続」及び、「五 日米地位協定17条5項（c）のいわゆる「公訴提起前の被疑者の身柄引渡し」をめぐる問題について」の2つを中心に、要点を絞り概要としてまとめたものである。

また、「日米地位協定17条5項（c）のいわゆる「公訴提起前の被疑者の身柄引渡し」をめぐる問題について」の中において、上記から の各刑事手続における特徴的な相違点（主に起訴前の手続）を示している。

重罪刑事訴訟の流れ

アメリカ合衆国の軍事司法制度における刑事手続 [資料]



アメリカ合衆国の軍事司法制度における刑事手続

以下、おもに将校クラスの軍人が重罪を行った場合に行われる、「高等軍法会議」(General Court Martial)の基本的な訴追手続に的を絞り、前記資料のフローチャートに付された番号の中から特徴的な要素を絞って説明する。

[軍事裁判の基礎法]

1950年、連邦議会は軍事司法制度の全面的な見直しを行い、現在の軍法の基礎となっている、統一軍事司法典(Uniform Code of Military Justice = 通称「統一軍法」=以下「UCMJ」という)を制定した。

これは合衆国法典 10 編 801 章から 946 章(10USCA801-946)にあたり、刑事訴訟法典と刑法典を複合した包括的な軍事刑事法典である。しかし、そこには敵前逃亡罪や利敵行為罪など軍刑法特有の犯罪および殺人罪、強姦罪や窃盗罪などの普通の刑法犯とともに、非刑罰的な懲戒処分などについても規定されているので、実際の内容は刑事法典を超えている。同法典は 1968 年と 1983 年に改正が行われて現在に至っている。

同法典の施行については、「軍法会議規則」(Rules for Courts-Martial = 以下「RCM」という)が制定されている。さらに、それらのマニュアルとして、「軍法会議マニュアル」(Manual for Courts-Martial = 以下「MCM」という)があり、これらは 1984 年に大幅に改正され、その結果、軍法会議における証拠法則は、通常の裁判所において適用になる連邦証拠規則とほぼ同様のものとなった。

その後、軍属の処罰に関して、2000 年に「軍事域外管轄法」(Military Extraterritorial Jurisdiction Act = 通称「MEJA」)が制定され、この関係で規則等の改正も行われた。

軍法による規律違反に対する制裁は、司令官よる口頭による戒告程度の軽いものから死刑まであり、また通常、刑罰では罰せられない、基地からの逃亡や利敵行為など軍特有の罪を含み、広範囲に及ぶ。しかし、それらは大きく 2 つに分けることができる。1 つは、「司法的制裁」(Judicial Punishment)であり、もう 1 つは、「非司法的制裁」(Nonjudicial Punishment)である。後者は、軽い罪に対するものであり、行政罰にあたる。前者は、刑事罰にあたり、これを科すための手続が、軍法会議であり、とりわけ高等軍法会議の対象になるのは、おもに重い刑事罰を科す場合である。

逮捕から起訴まで

(3) 逮捕 逮捕された被疑者は司令部に引き渡され、司令官（必ずしも直属の上司の必要はない）が「相当な理由」の審査をし、この存在が肯定されれば、拘禁命令によりジェイル（Jail）にあたる拘置施設（“Brig”, “Stockade” or “Confinement”）に収容する。司令官は、収容する代わりに、特定の行動の自由を制限するにとどめること（いわゆる条件付き起訴前釈放）も許される。

身柄拘束の期間、被疑者は取調べ等捜査の対象になるが、被告人には十分な法の適正な手続（Due Process of Law）上の諸権利（黙秘権の保障、公設弁護士依頼権等）が付与される。また、弁護士へ相談できることおよびその立会を求めることもできる旨も告知されるが、かかる内容は、いわゆる「ミランダ告知」（Miranda warning）の範囲を超えている。

(4) 司令官（CA）による軍法会議等の開始・不開始の決定 一連の調査活動（いわゆる「捜査」）や取調べにより収集した証拠に基づき、事件に関する報告書が作成される。この報告書とともに事件は、調査を命じた司令官を経て、より上級の司令官へと上げられていく。その事件の処理に関し、各司令官には処分権限に差があり、軍法会議を開設する権限を有する司令官は特に、“Convening Authority or Convening Commander”、略して“CA”と呼ばれる。最上級の司令官は、在日米軍では、空軍の横田基地と沖縄の海兵隊基地が中将、海軍の横須賀基地と陸軍の座間キャンプは少将の各最高司令官がそれにあたるが、そこまで事件が上げられずにしかるべき司令官により、高等軍法会議が相当な事件であると判断されることもある。

軍法会議には、高等軍法会議、特別軍法会議、簡易軍法会議の3つの種類がある。

(6) 予備審問（統一軍法 32 条に基づく審問） 高等軍法会議が相当な事件については、「公判前調査」（Pretrial Investigation）を行う必要があるため、司令官（CA）が審問官を任命し、その実施を命ずる。その手続上の意味は、不当な不起訴を防止することにある。審問官は通常軍の法律家である法務官（Judge Advocate）が任命されるが、特に権限を与えられた将校でも可能。

本審問後、審問官は、その結果を報告書とともに、当該事件に対し自己が相当であると判断する処分を記載した勧告書（Recommendation）を審問の実施を命じた司令官に提出する。

(7) 審問を命じた司令官（CA）による処分決定と事件記録等の送付 報告を受けた司令官（CA）は、司令部のスタッフである法務官によるアドバイスを受け、処分を決定する。

起訴から公判審理まで

(9) 司令官(CA)による高等軍法会議の開設手続(起訴) 法務官のアドバイスに基づき、高等軍法会議の開催を決定した司令官(CA)は、「付託手続」(Referral of Charge)(高等軍法会議により、その事件を審理すべきであるという命令)をする。これはいわゆる「起訴」に相当するものと解される。

(10) 39条(a)セッションズ(罪状認否(アレイメント)等) 本審問の重要な手続の1つは、「罪状認否」(Arraignment)である。軍事司法では、迅速な処理が要請されるから、できるだけ司法取引を成立させ、被告人から有罪の答弁を引き出し、公判審理の負担を軽減する必要がある。

(11-1) 公判前合意 軍法会議規則では、司法取引による合意(答弁取引の合意)は、司令官(CA)と被疑者との間の「公判前合意」(“Pretrial Agreements” = “PTAs”)とし、その最終的な判断は法務官等のアドバイスは受けつつも、司令官(CA)に委ねている。

公判前合意は、基本的には、被疑者がいかなる被疑事実に関し、有罪の答弁をするかという、いわば被疑者が有罪の答弁をする犯罪の事実に基づく部分と、当事者が合意に至った「刑」に関する部分から構成されるが、この2つの部分の区別は重要で、後者の部分については、軍事裁判官は認識しないまま、公判審理は進められ、有罪評決後、軍事裁判官が行った量刑に対して、上限を科す役割を果たす。

(11-2) 有罪の答弁の受理(死刑事件を除く) 有罪の答弁をした被告人は、正式な受理手続に移る。軍事裁判では、不当な圧力により、実体的な基礎のない「有罪の答弁」を阻止するため、一般の刑事裁判に比較して、その受理はきわめて慎重(providency)に行われる。

正式に有罪の答弁が受理されると、その後の公判審理は省略され(ただし、死刑相当事件は除く)、量刑手続**(16) 量刑・刑の宣告**に移行する。

(12-1) 陪審員選任手続 それに対して、無罪の答弁をした被告人については、軍法会議本体の公判手続に挑むことになるが、その際、一般市民の刑事手続と同様に、陪審審理によるか、軍事裁判官のみによる、いわゆるベンチ・トライアルかを選択することになる(ただし、死刑相当事件は前者に限られる)。

陪審員の選任は、一般の刑事手続とは大きく異なり、司令官(CA)が司令部に用意されている有資格者リストの中から選任する。

公判審理以降

(12 - 2) 陪審員による公判審理 公判審理は公開の法廷で行われ、事実認定（有罪・無罪の評決）が先行して行われ、有罪評決の場合、引き続いて量刑手続が行われる。（明確に2段階に区分されているのは一般の刑事手続と同様）

(13) 軍事裁判官による公判審理 軍事裁判官のみが有罪無罪を決める点が異なるだけで、基本的な審理の進行、証拠法則等、審理の大筋は陪審審理とほぼ変わらない。ただ、軍事裁判官は、統一軍法39条の審問ですでに公判前合意の存在を知り、犯罪の事実に基礎に関する部分に関して内容を理解している点は陪審と異なる。

(14) 評議・評決 評決は、全員一致ではなく、有罪評決には3分の2の多数（絶対的死刑事件については全員一致）が要求され、もしこれに達しない場合には、無罪評決とされる（「評決不能」を避け、迅速に裁判を終結できるよう工夫）。一般の刑事裁判と異なり、通例、陪審評決後も評議の内容は公表されない。

(15) 量刑手続 一般の刑事手続と異なり軍事司法では、公判前調査は行われず、通常では少なくとも数週間かかる量刑前報告書の作成もない。

(16) 量刑・刑の宣告

[量刑] 量刑は、公判前合意とは全く無関係に行われる。「軍法会議マニュアル」にしたがって決めることになるが、統一軍法や軍法会議規則に特に規定がある場合を除き、広範囲にわたり軍事裁判所（陪審あるいは軍事裁判官）の裁量に委ねられている。

[刑の宣告] 刑は、評決後、迅速に、すべての関係者の立会の下、陪審の場合には陪審員長が、ベンチ・トライアルの場合は軍事裁判官が被告人に宣告する。

[刑の宣告と公判前合意] 刑の宣告が行われ、被告人に上訴等の諸権利の告知・確認がなされて公判は終了する。公判前合意が存在する場合は、引き続き、軍事裁判官がその書面の第2部にあたる「刑」に関する部分を初めて読み、その内容を被告人に伝える。いずれか軽い方の刑が現実の執行刑になる。

(17) 司令官（CA）による承認・事後審査手続 軍法会議の手続の大きな特徴は、司令官（CA）の影響力が極めて大きいことと、再審査の徹底にある。前者については、公判前合意や軍法会議の開設の決定が司令官（CA）に委ねられ、また軍法会議終了後、刑を減免・変更しあるいは執行猶予を付す権限や刑の執行を承認する権限も司令官（CA）にあり、それがなければいかなる刑の執行も許されないことなどから分かる。

日米地位協定 17 条 5 項 (c) の「公訴提起前の被疑者の身柄引渡し」をめぐる問題について

1 , 日米地位協定 17 条 5 項 (c) による米兵被疑者への特権の付与

いわゆる「日米地位協定」は 17 条 5 項 (c) において、裁判権が日本側にある軍隊の構成員・軍属たる被疑者の拘禁については、「その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間（以下「起訴前」という）合衆国が引き続き行なうものとする」と定めている。

1995 年、沖縄県での集団強姦事件を受けて、日本政府も日米合同委員会でアメリカ側とその早期引渡しに関する交渉にあたり、同年 10 月 25 日「刑事手続に係る日米合同委員会合意」に至った。その合意内容は下記のとおりである。

- 一 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。
- 二 日本国は、同国が一にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。

当合意を踏まえても、起訴前、米兵等被疑者の身柄を日本側に引渡すか否かの裁量は依然としてアメリカ側にあり、殺人や強姦という凶悪犯罪の特定の場合に限り、「好意的な考慮」を払うに過ぎない。

2 , 「---公訴が提起されるまで---」の本当の意味

英文の同条項では、「----日本国により公訴が提起されるまでの間、----」という部分は、“----until he charged by Japan.” となっている。

連邦裁判所では、通例、起訴は大陪審で行われるので、「公訴を提起する」は“indict”と表現され、“charge”というと、「訴追請求状の提出」= 訴追の創設・設定を意味する。軍事司法における刑事手続においても、公訴提起に相当する手続は、“referral of charges”であり、“charge”という表現に相当する手続は、「訴追請求状」(Charge Sheet) を提出する行為と思われる。

ただ、日本には、公訴提起前に訴追請求状を裁判所への提出という手続はないので、両国の関係者の間では、“charge”が「公訴提起」にあたりと考えられたのかもしれない。また、その趣旨を類推解釈すると、重罪事件では「逮捕状の請求」が「訴追請求状の提出」に近いように思われる。もし、「日米地位協定」の締結当初から、そのように“charge”が理解されていたならば、その後、沖

縄など基地周辺住民を激怒させた一連の被疑者である米兵の引渡し時期をめぐる問題は起きなかったであろう。

しかし、“charge”が「公訴提起」にあたるという点は、日本側では疑問なく受け入れたようであり、現在、両国の解釈は一致していると考えられる。そして、その時点までアメリカ側が身柄引渡しを拒む理由としては、同様の協定をアメリカと締結している他の諸国とのバランス論を除くと、日本側の説明として次のような理由が述べられている。

3、起訴前引渡しに関する日本側の説明

起訴前まで米兵等被疑者をアメリカ側が拘禁する理由について、日本側の説明として形式的には次のような点が挙げられている。

食事・寝具等風俗習慣等の違いから日本側としても米軍人等被疑者を拘禁することは不必要な手数がかかること。
アメリカ側の拘禁に委ねても逃走のおそれがなく、また、取調べ上は支障なく、アメリカ側による身柄拘束は、いずれにしても日本側による公訴提起までの間という暫定的なものに過ぎないこと。
対象となる事件についてはアメリカ側にも第二次的には裁判権のあるものであり、第一次裁判権を有する側と第二次裁判権を有する側との間の均衡の問題として米軍人等をアメリカ側に暫定的に委ねても必ずしも不当とは考えられないこと。
(琉球新報社編『外務省機密文書・日米地位協定の考え方(増補版)』より)

しかし、いずれも第一次裁判権のある日本国がそれを行行使うために必要・不可欠の逮捕・勾留という捜査手続を第二次裁判権のある国に譲る十分な理由(アメリカ側が起訴まで身柄を確保する合理的な理由)にはならないと考えられる。

4、日本の起訴前手続に潜む問題

起訴前の刑事手続の中心は、証拠を収集し、犯人＝被疑者を明らかにして公訴を提起する捜査手続である。アメリカ側が起訴前に日本側の捜査当局に身柄を引渡すことを躊躇する本当の理由は、前述の日本側の説明とは別のところであり、実は日本の捜査手続に潜む問題にあるのではないかと推測される。そこで、「日米地位協定」は締結から半世紀以上経過し、その間、日米の刑事手続も変革を遂げてきたので、上記を踏まえ、日本の捜査手続に潜む問題について考察を深めていく。

特に、最近の10数年間に裁判員裁判の施行や公判前整理手続の導入など日本の起訴後の刑事手続に関しては大きく変わったが、それ以前の捜査手続には、ほとんど法改正はない。アメリカの関心もおもにそこにあると思われ、以下、日米の起訴前の手続の問題点を掘り下げて検討していく。

(1) 逮捕から起訴までの身柄拘束期間

【日本】

警察官が逮捕した場合、通例3日間の留置、検察官の勾留請求による最大20日間の勾留が許され、特別の罪を除き、普通、全体で起訴前の留置期間は23日間にわたる。

【アメリカ】

迅速な裁判を受ける権利は、合衆国憲法で保障され、この条項は連邦ばかりではなく、各州にも適用になる。また、被告人(defendant)だけでなく被疑者(accused)にも保障している。逮捕から起訴までの具体的な期間は、連邦と各州で一律ではなく、連邦裁判所の手続では、重罪については、原則として逮捕後30日以内に正式起訴が要求される。

【軍事司法】

原則として、司令官による訴追請求状の提出あるいは被疑者の拘禁もしくは条件付釈放のいずれか早い方から起算して、120日以内に公判が開始されることが要求される。(逮捕から公判開始までの期間であるから、前2者と比較するのは必ずしも適切ではない。)

(2) 起訴前手続に対する裁判所の審査と保釈の欠落

【日本】

23日間にわたる起訴前拘禁について、その間、保釈がない(制度上、起訴前保釈がない)。

【アメリカ】

合衆国憲法では、保釈を前提としており、憲法上の保障は各州憲法にも見受けられ、一部を除き、保釈を含む公判前釈放は被疑者の当然の権利として広く認知されている。

【軍事司法】

保釈はなく、被疑者を拘禁する必要がある場合は、軍務に従事させつつ、必要な制限は適宜、司令官が命令により付与することができる。(軍隊という特殊な環境に置かれているため、拘禁は必要性に乏しく、比較的限定的。)

(3) ミランダ告知と日本の取調べ

【日本】

身柄拘束された被疑者について実務上取調べ受忍あるいは滞留義務があり、弁護人の立会権等の権利も十分保障されないまま、取調べが行われる。

【アメリカ】

アメリカでは取調べ受忍義務は否定され、合衆国最高裁のミランダ判決に基づきいわゆる「ミランダ告知」(Miranda Warning)がある。ミランダ判決は、取調べにおける、黙秘権 弁護人依頼権及び弁護人立会権 公設弁護人依頼権などの諸権利が保障されることを告知すべき旨判示したものである。

【軍事司法】

ミランダ告知は適用になり、しかもミランダ告知よりも広範にわたり、統一軍法 31 条 (b) で要求される諸権利もあわせて告知される。

(4) 長時間にわたる取調べの強要と自白の任意性

【日本】

取調べも任意によると解すべきはずであるが、実務は、一貫して供述義務は否定しつつも前述のように被疑者が取調室に留まる義務 (取調べ受忍義務・滞留義務) や長時間にわたる任意取調べが許容されている。

【アメリカ】

取調べは被疑者の任意に基づかなければならず、長時間にわたる取調べで得られた自白の任意性は否定される。軍事司法においても同様。

(5) 弁護人依頼権と取調べ立会権

< 弁護人依頼権 >

【日本】

弁護人選任権は、逮捕時や勾留手続において告知を受ける。また、弁護人に相談できない資力のない被疑者などには「当番弁護士」制度や「被疑者国選」制度により被疑者への弁護人依頼権の保障の充実という点で改善が計られた。

【アメリカ】

すべての法域 (軍事司法を含む) で弁護人依頼権は告知され、取調べの間、弁護人の同席が許される。

【軍事司法】

軍事司法では、公設弁護人は被疑者の貧富の差に関わらず付される。

< 弁護人の取調べ立会権 >

【日本】

捜査当局は弁護人の取調べ立会権を認めていない。

【アメリカ】

ミランダ告知の基礎にある中核的な権利であり、弁護人立会権を認めている。

【軍事司法】

特に日米間においては、この点について協議がなされた結果が 2004 年の「捜査協力の強化及び 1995 年 10 月 25 日の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意の円滑な運用の促進のための措置に関する日米合同委員会合意」であり、弁護人ではなく、逆に訴追側である合衆国軍司令部の代表が取調べに同席することを認めている。

(6) 被疑者と弁護人との接見交通権

接見交通権とは、弁護人が立会人なく拘禁中の被疑者と面会し、直接コミュニケーションする権利。

【日本】

かつては日時と回数、接見時間が厳しく制限されていたが、最近の最高裁の判断では、限定的ではあるが接見交通権の保障について改善されている。

【アメリカ】

合衆国憲法修正 6 条の弁護人依頼権の保障内容を現実化するものとして、一般的には日本よりはるかに自由に許される。軍事司法においても同様。

例えば、ワシントン州キング郡では、弁護人接見は 24 時間いつでもでき、面会時間の制限はなく、刑務官などの立会人もいない。(2000 年時点)

(7) 取調べの可視化

【日本】

取調べを録音・録画するという「取調べの可視化」に関し、起訴前の取調べにそれを導入することを含む関連法案が正式に閣議決定された(2015 年 3 月)。(対象事件は、すべての逮捕・勾留された刑事事件ではなく、極めて限定的。)

【アメリカ】

録音・録画についてはその実施についてばらつきがあり、義務づけている州は比較的少ない。また、連邦法域においてもそのような制定法や規則はまだ制定されていない(2014 年 12 月現在)。

【軍事司法】

統一軍法は取調の録音・録画の義務化を規定していないので、その扱いは各軍によって異なる。

例えば、連邦軍事司法委員会では、2009 年 10 月「アメリカの軍事司法において、正義、公平、公正の原則を推進するための勧告」を含む報告書を公布し、軍警察官に対して、『法執行官事務所等で、身柄拘束された被疑者の取調べを行うときは、そのすべてをビデオ録画すること。もしビデオ録画が実務上実施できないときは、身柄拘束中の取調べのすべてを録音すること。』という要望を行った。

5 , 今後の課題

本章では、日米地位協定 17 条 5 項(c)の「公訴提起前の被疑者の身柄引渡し」をめぐる問題について、特に、その障害の一つになっている日本の起訴前手続に潜む問題に関し、日米および米軍事司法を説明・対比しながら検討してきた。

そのもっとも重要な部分は、取調べにおける被疑者の任意性の確保と弁護人の立会権の保障である。また、長すぎる起訴前拘禁というアメリカ側の指摘に答えるためには、起訴前保釈等を法制度化する必要もある。しかし、それらは取調べという伝統的な日本の捜査手法にかかわるものであり、さらに突き詰め

て行くと、自白中心の刑事裁判という日本の刑事司法制度の根幹に行き着く。

したがって、その改革は容易ではないが、近年、起訴後の手続については公判前整理手続と裁判員裁判が導入されて変わりつつある。

それが一段落した後は、今度は起訴前手続の改革である。弁護人依頼権については当番弁護士制度や被疑者国選制度の創設、また、被疑者と弁護人との接見交通権の充実、さらに特定の事件に関する取調べのいわゆる「可視化」など、漸次、被疑者の諸権利の保障も改善されつつある。

日米地位協定 17 条 5 項 (c) の「公訴提起前の被疑者の身柄引渡し」の関係でも、2004 年の「日米合同委員会合意」において、合衆国軍司令部の代表が取調べに同席することと引き換えにはあるが、起訴前に米兵等の身柄が早期に日本側に引き渡される可能性を広げた。

しかし、従来より一步前進したと評価できるものの、「運用上の配慮」によるものであるから、米軍側に起訴前の身柄引渡しを義務づけるものではない。

本章で検討してきたように、日米間の起訴前手続にはまだ相違があり、日本の捜査手続を有罪の推定から無罪の推定に転換し、この原則を基礎に置き、被疑者の人権保障に向けて改革すべきところはいくつかある。

しかし、そのような起訴前手続の相違も、日本政府が米軍に治外法権を認めただけではないので、米軍側が米軍人・軍属の公務外犯罪についてまで起訴前の身柄引渡しを拒否する合理的な理由にはならないと考えられる。すでに日米地位協定の締結後半世紀以上経過しているのであるから、「運用による改善」ではなく、その改定という抜本的な見直し協議に向けて一步踏み出すことが期待される。